

福祉サービスの第三者評価事業の 実施要領について（指針）

平成13年5月15日 社援発第880号
厚生労働省社会・援護局長

平成12年6月7日付けで公布された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）」による改正後の社会福祉法第78条第1項において、社会福祉事業の経営者は自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立った良質なサービスを提供することに努めるべきとされたところです。

一方、同条第2項において、国においても、このような経営者の自主的な取組を支援する観点から、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずる努力を行うこととされました。このため、かねてより当職の私的懇談会として設置されていた「福祉サービスの質に関する検討会」において、福祉サービスの質の第三者評価についての検討を行ってきたところですが、先般その検討結果について「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」として取りまとめたことを受け、福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について指針として通知いたしますので、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係者に周知をお願いいたします。

なお、当該指針については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

第1 福祉サービスの第三者評価事業の導入について

1 福祉サービス第三者評価事業の必要性

社会福祉事業法等の改正等により、多くの福祉サービスは、これまでの行政による措置から利用者の選択による利用制度に移行することとなった。これに伴い、福祉サービスの質の確保についても、一定基準以上のサービスの質を担保する考え方から、社会福祉事業の経営者が最低基準等を遵守した上で、さらに自らが提供する福祉サービスの質の向上のために自主的な取り組みを行うことを支援することで、福祉サービスの多様化を促し、利用者のサービスの選択を実質的に担保するという考え方が基本となる。

このような観点からは、社会福祉事業の経営者において、第三者からの評価を活用するなど、自己の提供するサービスについての客観的認識に努め、その結果を踏まえ、積極的にサービスの質の向上を図る努力が求められる。

2 検討の経緯

このように福祉サービスの利用制度化への改正に伴い、第三者評価事業の導入の検討を行うため、平成10年11月に「福祉サービスの質に関する検討会」

（社会・援護局長の私的懇談会。以下「検討会」と

いう。)を設置し、評価基準、評価機関及び評価者の要件等について検討を行ってきており、平成11年3月には「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」を、また、平成12年6月には「福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ」をとりまとめた。

これを受け、平成12年度は、8月から11月にかけて第三者評価のモデル事業として、全国社会福祉協議会において、14都道府県社会福祉協議会の協力を得て、評価基準に基づき施設・事業所に赴いて評価を行う「評価調査者」のモデル養成研修や、全国72施設・事業所で試験的に評価を行った。

さらに、このモデル事業の結果を踏まえ、先般、検討会において、評価基準の見直しや利用者の視点に立った評価方法などについて、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」（平成13年3月23日）として最終報告書を取りまとめたところである。

第2 第三者評価事業の実施に当たっての留意点

1 第三者評価基準の位置づけ

「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」において取りまとめられた第三者評価の基準については、別紙1のとおりであるので参考にされたい。なお、第三者評価の基準については、各種施設、事業の特性を考慮し、第三者評価機関において別途基準を作成して差し支えない。

なお、別紙1の基準の他、評価に当たり利用者の視点を考慮する場合について、上記報告書で別紙2のとおり取りまとめられており、併せて参考にされたい。

2 第三者評価を行う者（評価調査者）研修の必要性

適切な第三者評価を行うためには、評価調査者の養成研修が不可欠である。検討会では昨年のモデル事業の結果を踏まえ、評価調査者の養成研修内容について別紙3のとおり提言したところであるので、これを参考に必要な研修を行うことが望まれる。なお、研修内容については、別紙3を参考としつつ、研修実施者において、独自の設定を行って差し支えない。

また、平成13年度予算において、全国社会福祉協

議会に対し、各施設・事業に共通的な部分に関する研修を行う費用について措置したことを念のため申し添える。

3 第三者評価事業実施のあり方について

個別の事業者が第三者評価機関となる場合には、第三者評価機関及び評価調査者の資質等に関する情報に加え、評価対象、実際に用いる第三者評価の基準、評価方法及び評価手順、評価結果の公表の有無、評価に要する費用等の情報につきあらかじめ公表し、受審事業者への十分な説明を行った上で、客観的かつ公正な評価を実施する必要がある。

なお、第三者評価機関が客観的かつ公正な第三者評価を行うことを担保する観点から、検討会において、第三者評価機関の適格性を認定する機関の設置の必要性についても指摘されたところであり、併せて、このような認定機関に求められる要件として、営利を求めない法人であること、必要な組織及び予算を確保できること、当該業務を定款、寄付行為に明記し、かつ当該認定機関の組織や業務全般について、広く情報公開を行うこと等が求められたところであるが、認定機関については、第三者評価機関の活動実績を踏まえ、引き続き検討することとしている。

また、介護保険サービスについては、現在別途、サービス選択のための評価の在り方について老健局において検討が行われており、その結果に留意されたい。

（以下、略）